2005年1月11日

笠沙町長　中尾昌作様

核燃機構の法人文書不開示処分取消訴訟原告
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜　代表
兼松秀代

笠沙町「宇治群島」が処分に適した岩盤とのご発言ついての質問

私は岐阜県岐阜市で核燃料サイクル開発機構が岐阜県瑞浪市に建設している、高レベル放射性廃棄物地層処分のための地下研究施設・超深地層研究所の建設に反対し、核や原発のない未来を子どもたちに渡したいと考えて活動している、放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜という市民団体の代表です。

核燃料サイクル開発機構の岐阜県東濃地域における過去の事業内容を知るために、様々な方面への開示請求をする中で1986年から1988年にかけて核燃料サイクル開発機構（旧動燃）が処分予定地選定のための調査過程において、処分候補地選定に関わる報告書を作成していた事実を確認しました。

そこで私はその報告書を開示請求しましたが、調査対象地区や調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報はことごとく不開示とされ、地域を特定しうる情報は道府県名のみでした。

こうした核燃料サイクル開発機構の不開示処分を不服とし、2003年2月名古屋地裁に法人文書不開示処分取消を求めて提訴しました。昨年12月、名古屋地方裁判所で原告の主張が全面的に認められ勝訴しました。核燃料サイクル開発機構は控訴を断念し、提訴から２年を経て、提訴報告書とこれに関わる一連の報告書がやっと開示されることになりしました。

ところが1月5日付南日本新聞や1月6日付朝日新聞鹿児島県内版(アサヒコムインターネット上の記事)で、これから開示されるはずの内容が、貴職によって語られていることを知り、大変驚いています。

具体的には

> 処分場計画をめぐっては、旧動力炉・核燃料開発事業団（現・核燃料サイクル開発機構）が１９８０年代にまとめた適地選定で、鹿児島県内１０カ所が候補に挙がっていた。中尾町長は「うち１カ所は宇治群島」と明らかにした上で、「当時の地質調査で建設に適した岩盤であることが分かり、誘致を検討していた」と説明した。　（南日本新聞　2005年1月5日　1面）

> 以前、国から（宇治群島が）有望な地下岩盤だと打診された経緯がある。その時はお断りした。以来、財源確保として念頭にあり研究してきた。合併論議が始まる前からで、思いつきではない
> （南日本新聞　2005年1月5日 29面）

（下線は兼松記）

> 町長は5日、記者会見で「最終処分場については6,7年前、国から宇治群島が最適との話があったという。」
> （朝日新聞　鹿児島県内版　2005年1月6日　インターネットアサヒコム）

この発言内容は、核燃料サイクル開発機構の報告書「九州南西部地域における広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解析」で、未だ不開示とされている部分を閲覧するか、あるいは他者によってその部分を伝えられたとしか考えられない内容です。

原告としては、なぜこのようなことが起こり得たのか是非知りたいと考え、以下質問いたします。文書にて回答をお願いいたします。

記

1．「うち１カ所は宇治群島」とか、「当時の地質調査で建設に適した岩盤であることが分かり」、「最終処分場については6,7年前、国から宇治群島が最適との話があった」などの発言となった、旧動力炉・核燃料開発事業団（現・核燃料サイクル開発機構）の調査結果をいつ、どのようにしてお知りになりましたか。

2．1980年代の調査の時点で町有地である宇治群島を調査すること、その調査の目的をご存じでしたか。

3．南日本新聞１月５日の一問一答で、「以前、国から（宇治群島が）有望な地下岩盤だと打診された経緯がある。」、朝日新聞１月６日記事には「最終処分場については6,7年前、国から宇治群島が最適との話があったという。」とあります。『国』とは具体的にどこを指しますか。例えば資源エネルギー庁、核燃料サイクル開発機構、原環機構あるいは電力関係、または個人ですか。具体的にお示しください。

5．同様に一問一答で「安全性に問題はない」と断言されていますが、超長期にわたる安全性をどのような情報をもとにどのように検討されたかお示しください。

以上

なお、勝手ながら2005年１月28日までに文書にて回答くださるようお願いします。